

函館市普通浴場の確保を図るための指針

(目的)

第1条 この指針は、自宅における入浴設備の普及、温泉を活用した大型の公衆浴場の増加などを要因として小規模の普通浴場の経営が悪化していることにかんがみ、市民の保健衛生上不可欠な普通浴場の減少を防止し、その利用の機会を確保するために公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号。以下「確保法」という。）の趣旨を踏まえ実施する措置の対象とする普通浴場の基準を定めることにより、普通浴場の経営の安定を図り、もって市民の保健衛生の維持および向上、ならびに温泉資源の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。
- (2) 普通浴場 公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場をいう。
- (3) 全体面積 主浴室面積、脱衣室面積、附帯浴室等面積および附帯施設面積を合計した面積をいう。
- (4) 主浴室面積 主浴槽および洗い場が設置されている浴室の面積から附帯浴槽面積を控除した面積をいう。
- (5) 脱衣室面積 公衆浴場の利用者が、専ら入浴のために着衣の脱着を行う居室の面積をいう。
- (6) 附帯浴室等面積 附帯浴槽面積および屋外に設置された露天風呂（露天風呂に至る通路および修景施設を含む。）の面積を合計した面積をいう。
- (7) 附帯浴槽面積 屋内に設置された、副浴槽、サウナ、ジャグジー、水風呂、寝湯、うたせ湯等の主浴槽以外の浴槽の面積を合計した面積をいう。

- (8) 業務用附帯施設面積 ボイラー室，フロント，従業員の休憩室，資材倉庫等の施設で，公衆浴場の利用者に開放されていないものの面積を合計した面積をいう。
- (9) 附帯施設面積 公衆浴場の用に供される建物の面積（同一の建物に飲食施設等の他の営業施設がある場合にあつては，当該営業施設を利用するために当該公衆浴場から屋外に出る必要のあるときは当該営業施設的面積を除くものとし，当該公衆浴場から屋外に出ることなく当該営業施設を利用することができるときは当該営業施設的面積のうち専ら当該営業施設に使用される部分の面積を除くものとする。）から，主浴室面積，脱衣室面積，附帯浴室等面積および業務用附帯施設面積を控除した面積をいう。

（対象浴場）

第3条 公衆浴場の利用の機会の確保を図るため助成その他必要な措置を講ずる対象とする普通浴場（以下「対象浴場」という。）は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する普通浴場とする。

- (1) 全体面積が340平方メートル以下であること。
- (2) 附帯浴室等面積が主浴室面積未満であること。
- (3) 附帯施設面積が，主浴室面積および脱衣室面積を合計した面積未満であること。

附 則

- 1 この指針は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する普通浴場であつて，この指針の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年9月30日までの間において対象浴場に該当しないものは，第3条の規定にかかわらず，対象浴場とみなす。
 - (1) この指針の施行の際現に公衆浴場法第2条第1項または第2条の2第1項の規定に基づき普通浴場の経営の許可を受けている者（以下「既存営業者」という。）に係る普通浴場
 - (2) 既存営業者から施行日以後に公衆浴場法第2条の2第1項の規定に基づき普通浴場の営業者の地位を承継した者に係る普通浴場

(3) 施行日以後に、前2号に規定する者の普通浴場の譲渡等による浴場業の廃止後引き続き公衆浴場法第2条第1項の当該普通浴場の経営の許可を受けた者に係る普通浴場

3 第3条の規定にかかわらず、平成22年10月1日以後において対象浴場に該当しない普通浴場であつて、前項各号のいずれかに該当するものは、全体面積が340平方メートル（同年9月30日を経過する時における全体面積が340平方メートルを超えている場合は、同日を経過する時における全体面積とする。ただし、同年10月1日以後において同年9月30日を経過する時における全体面積の減少があつたときは、当該減少後の全体面積（340平方メートル未満のときは、340平方メートル）とする。）を超えない間は、対象浴場とみなす。

4 市は、この指針の施行後5年を目途として、指針の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

